

J A M 政策NEWS

2008年12月25日 第2009-12号

【発行】J A M

【発行責任者】斎藤常

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

雇用保険部会

「雇用保険制度の見直しについて」報告まとめ

12月25日、労働政策審議会・職業安定分科会・雇用保険部会は、「雇用保険制度の見直しについて」という報告を取りまとめました。同部会は本年11月以降、急激に悪化している雇用失業情勢を踏まえ、セイフティネット機能の強化及び雇用保険料率の2点について検討を重ねてきました。

セイフティネットの強化については、11月13日に連合が厚生労働省に対して行った要請行動を踏まえたものとして、評価できる内容となりました。しかし雇用保険料率については、当初懸念された国庫負担削減は回避されることには

なりましたが、「国民（家計と企業）負担軽減」の観点から、1年限りの特例として雇用保険料率の引き下げを同部会として了解することになりました。ただし、報告書には「雇用保険料率について、これを引き下げる場合や引上げる場合には本来合理的な理由が必要であり、現在の状況においては、引き下げるべきでない」という労働側委員の意見を付記しました。

今後この「報告」に基づき年明けの第171通常国会には雇用保険法の改正案が提出される予定です。

報告「雇用保険制度の見直しについて」の主な内容

1. セイフティネット機能の強化について

被保険者期間が短い（1年未満）者であって、希望したにもかかわらず労働契約の更新がされなかつたため離職した有期雇用者等について、特定受給資格者と同様に被保険者期間6カ月で受給資格が得られるようにすべきである。

被保険者期間が1年以上3年未満で希望したにもかかわらず労働契約が更新されなかつたため離職した有期雇用者等の所定給付日数を暫定的（3年間）に特定受給資格者と同じ取扱いにすべきである。

雇用保険は「週20時間以上・1年以上の雇用見込み」という適用基準があるが、「1年以上の雇用見込み」を「6カ月以上の雇用見込み」に改めるべきである。

再就職手当の「所定給付日数の三分の一以上かつ45日以上の残日数」があることという受給要件を暫定的に（3年間）「所定給付日数の三分の一以上」残日数があれば受給要件を満たすこととすべきである。

職業訓練を受講する者に対し、暫定的（3年間）に受講手当の額を引上げる（日額500円を700円）べきである。

2. 育児休業給付の見直し

育児休業者職場復帰給付金の給付率20%は、平成22年3月31日までの暫定措置となっているが、暫定措置を当分の間延長し雇用保険制度として対応を図ることはやむを得ないものと考える。

育児休業基本給付金と育児休業者職場復帰給付金を統合して、休業中に支給することもやむを得ないものと考える。

3. 雇用保険料率について

特例的に平成21年度に限り、失業等給付に関わる雇用保険料率について、弾力条項による引き下幅を超えて0.4%までの幅で引き下げることもやむを得ないものと考える。